

令和7年6月13日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和6年(ワ)第27000号 損害賠償請求事件

口頭弁論の終結の日 令和7年4月9日

判 決

5

原	告	松	竹	伸	幸
同訴訟代理人弁護士		佃		克	彦
同		平		裕	介
同		堀	田	有	大
同		伊	藤		建

10

被	告	市	田	忠	義
同訴訟代理人弁護士		小	林	亮	淳
同		長	澤		彰
同		加	藤	健	次
同		尾	林	芳	匡
同		山	田	大	輔

15

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

20

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、165万円及びこれに対する令和6年2月19日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

25

第2 事案の概要

原告は、被告が、講演の中で原告の名誉を毀損する発言をしたと主張して、不法

行為に基づき、損害金合計165万円及びこれに対する不法行為の日である令和6年2月19日から支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を求めている。

1 前提事実（争いのない事実、顕著な事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実）

(1) 当事者

ア 原告は、令和5年2月6日当時、日本共産党の党員であった者である。

イ 被告は、元参議院議員であり、日本共産党の副委員長である。

(2) 事実経過

ア 原告は、令和5年1月20日、「シン・日本共産党宣言 ヒラ党員が党首公選を求め立候補する理由」と題する書籍（以下「本件書籍」という。）を文春新書で公刊した。

イ 原告は、令和5年2月6日、本件書籍に記載された内容等を理由として、日本共産党から除名処分を受けた（甲2）。

ウ 原告は、令和5年2月6日、記者会見を開催し、「文藝春秋の方もいるので、こんなこと言っていていいかわかんないですけど、党員にたくさん読んでもらうために、定価を1000円以内にしたいよね。どうしたらいいだろう。いや印税を減らせば何とかなるかもしれないですね。本当にそうやって印税を下げてでも党員に、共産党員には年金生活者が多くて、1000円以上は出せないよねと思った。」と発言した（以下、この発言を「本件原告発言」という。）。

エ 被告は、令和5年2月19日、京都府の長岡京市中央公民館3階市民ホールで開催された日本共産党演説会に、日本共産党副委員長・元参議院議員の肩書で登壇して演説をし、同演説の中で別紙のとおり発言した（別紙発言のうち、「その文春と相談して、党内をかく乱するためには値段も安くしましょう。記者会見で公然と語っています。格安の千円にしたのは、党員というのは貧乏人が多いと、そういう人を買ってもらうためには、印税少なくしてでも千円にしようと、こういうこと

まで相談しました。」という部分を「本件発言」という。）（甲4の2）。

2 本件の争点

(1) 本件発言は原告の社会的評価を低下させるか

(2) 免責事由の有無

(3) 損害の発生及びその額

3 争点に関する当事者の主張

(1) 争点(1)（本件発言は原告の社会的評価を低下させるか）について

（原告の主張）

本件発言のうち、「党内をかく乱するためには」という言葉は、原告自身が語ったものとして述べられているのであり、原告が本件書籍につき、日本共産党の内部をかく乱する目的をもって値段を安くした旨の事実を摘示するものである。そうすると、本件発言は、党员である原告がその属する党と党员を裏切ったとの印象を与えるものであるから、原告の社会的評価を低下させる。

（被告の反論）

否認する。

本件発言は、本件原告発言を事実として指摘した上で、原告の言動が日本共産党の内部での自らの主張の支持者賛同者を増やし、党運営をかき乱そうとするものだという被告の評価を述べた意見ないし論評である。

(2) 争点(2)（免責事由の有無）について

（被告の主張）

本件発言は、日本共産党という政党の政策や本当の姿を多くの国民に伝えるために行われたものであるから、政党の正常な運営や政策、政党のあり方という公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が日本共産党に対する有権者の正しい認識を広げるといふ専ら公益を図ることにあつたものである。

そして、本件発言中、意見ないし論評の前提としている事実は、本件原告発言をそのまま引用したもので、真実である。

さらに、本件発言は、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱していない。

したがって、本件発言には違法性がない。

(原告の反論)

5 否認し、争う。

(3) 争点(3) (損害の発生及びその額)

(原告の主張)

ア 慰謝料 150万0000円

10 被告の本件発言は、収容人数200人のホールで行われたものである。また、本件発言を収録した映像は日本共産党京都府委員会のウェブサイトで公開されているのであり、現在もなお被告の本件発言は社会に向けて拡散され続けている。

イ 弁護士費用 15万0000円

ウ 合計 165万0000円

(被告の反論)

15 否認し、争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (本件発言は原告の社会的評価を低下させるか) について

20 本件発言は、本件書籍の公刊をはじめとする原告の言動について、本件原告発言を摘示するとともに、これをどのように受け止めているかという被告の意見ないし論評を述べたものと解するのが相当である。

そして、原告の言動が日本共産党内をかく乱するものであるとの被告の意見ないし論評は、原告が日本共産党の決定とは異なる見解を日本共産党員に広め、党内の秩序を乱そうとしており、所属していた党と党員を裏切ったとの印象を与えるものであるから、原告の社会的評価を低下させるものと認められる。

25 なお、原告は、本件発言のうち「党内をかく乱するためには」との部分も原告が記者会見で語った言葉として述べられていることから、本件発言は全体にわたって

事実の摘示であると主張する。しかしながら、被告は、本件発言の前後において原告が日本共産党を攻撃していると激しく非難しており、そのような本件発言の前後の文脈に加え、本件発言が政党の演説会でされたものであって聴衆がその内容を反復して確認するものではないことからすれば、原告の上記主張を採用することはできない。

2 争点(2) (免責事由の有無) について

ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつた場合に、意見・論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があつたときには、人身攻撃に及ぶなど意見・論評としての域を逸脱したものでない限り、当該行為は違法性を欠くものというべきである（最高裁昭和55年（オ）第1188号同62年4月24日第二小法廷判決・民集41巻3号490頁、最高裁昭和60年（オ）第1274号平成元年12月21日第一小法廷判決・民集43巻12号2252頁参照）。

被告は、日本共産党の副委員長の立場で、日本共産党の演説会において、本件発言をした（前提事実(1)のイ、(2)のエ）。その内容は、日本共産党という政党の運営や政策という公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が日本共産党の運営や政策について有権者に説明するという専ら公益を図ることにあつたものと認められる。

そして、本件発言中、「党内をかく乱する」という意見ないし論評の前提としている事実は、本件原告発言であるから真実であり（前提事実(2)のウ）、本件発言が、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでないことも明らかである。

したがって、本件発言は違法性を欠き、不法行為は成立しない。

3 結論

よって、原告の請求は、その余の争点について判断するまでもなく理由がないか

らこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第34部

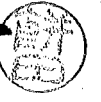
裁判長裁判官

一場 康宏



裁判官

餅田 庄平



裁判官

小鹿 凌平



56:41 こういう時に、こともあろうに日米安保条約を日本共産党の基本政策に据えなさい、在日米軍は日本を守る抑止力だ、核抑止はまずいけれども通常兵力で言えば安保条約にもとづく在日米軍が日本にいるのは日本の平和と安全を守るためだと、政府が大喜びをするようなことを言い出した人がいます。

57:11 それが松竹伸幸さんであります。

57:14 彼は異論を持っていたから処分されたのではありません。

57:20 いま述べたような意見を、一度たりとも正規のルートにもとづいて上げることはしないで、周到な準備をして出版物を発行して、記者会見を開き、だいたいです、日本記者クラブがその場所を提供するなんてことは、誰もがやれる場所じゃないんですね。

57:42 そういうところを提供したというのは、共産党バッシングをおおいにやれと、もう平和の大攻勢かけられたら困ると、そういう勢力と結託していると思うんですね。

57:54 松竹さんが出された本はどこから出ているか。文藝春秋なんですね。

58:00 その文春と相談して、党内をかく乱するためには値段も安くしましょう。記者会見で公然と語っています。格安の千円にしたのは、党員というのは貧乏人が多いと、そういう人を買ってもらうためには、印税少なくしてでも千円にしようと、こういうことまで相談しました。

58:20 インタビューをやって、好き勝手にしゃべりまくって、日本共産党を攻撃した。

58:27 攻撃というと、ちょっと強い言葉だと言われるかもしれませんが、文字通り党を攻撃したので、党規約にもとづいて処分をされました。

58:37 それだけじゃありません。日本共産党のいまの指導体制は個人独裁体制だなどと、驚くような内容を書き連ねた本を出した鈴木元（はじめ）氏と相談して、同じ時期に出した方が効果的だからということで督促をしたと。ということのみず

から記者会見で公言しました。そういう分派的な行動をとったことを公言している。

59:06 さらに、こうも言いました。これから一年かけて、自分の除名処分の撤回の運動をやるから、同調者のみなさんは党にとどまっておいてくれと、自分は外でやるなどと、分派活動の仲間を募っていると。

59:23 これが善意の改革者と言えるだろうか。

59:28 党員であることを最大のウリにしながら、党の外からみずから認めた綱領のキモとも言うべき安保条約廃棄の方針を捨てよと、いわば日本のアメリカ対米従属のおおもとにあるのが安保条約だというのは、日本共産党の綱領のキモとも言うべき内容ですね。

59:50 それを捨てよと変節を迫って、安保廃棄なんて掲げているから共闘がうまくいかないんだと、選挙で負けたのも安保条約廃棄なんてなことを言っているから負けたんだと、この間の政府自民党の攻撃と瓜二つの攻撃をやっていると。

1:00:11 一部に、ふところ深く大人の対応をとという意見を寄せて頂いている方もいます。

1:00:18 私は善意でそういう思いをもっておられる方には、ねばり強く経過も説明してご理解を頂くように努力したいと思っています。

1:00:27 しかし、悪意に満ちた攻撃やかく乱については、一歩も引かずに、そういう攻撃をはねのけるために、冷静かつ毅然と対応していきたいと思っています。

1:00:42 そうしなかったら、日本共産党が日本共産党でなくなります。結社の自由を侵害するような不当な攻撃にも立ち向かっていく決意であります。(1:00:53)

以 上

これは正本である。

令和 7 年 6 月 13 日

東京地方裁判所民事第 34 部

裁判所書記官 酒 井 由 紀

